

土木工事書類作成マニュアルの主な改定内容

■ 工事関係書類一覧表

電子契約サービスの導入等に伴い、押印省略可能な書類、電子により提出する書類を追加

- ・ 工事請負契約書等を含む全ての書類を電子により提出が可能。

■ 1-2 【簡易版】 施工計画書（請負額400万未満）

【簡易版】 施工計画書によることができる対象工事を拡大

- ・ 請負額250万円未満 ⇒ 請負額400万円未満

※情報共有システムの対象工事は原則250万円以上から変更なし